

奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十九号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十二項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第十二項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第十九項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第二十項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第二十三項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第十二項、第十九項及び第二十項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例第十条第八項（第四号に係る部分に限り、同条第九項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した奈良県職員に対する退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。